

Vol.1 No.5 2005年2月

栃木県生活環境の保全等に関する条例 施行規則が発表されました

平成 17 年 1 月 31 日 栃木県

昨年(平成 16 年 10 月)に公布された『栃木県生活環境の保全等に関する条例』の施行規則が発表され平成 17 年 4 月 1 日より施行されます。

今回の施行規則により、工場等事業者の公害防止に関する規制として、特定有害物質管理基準の遵守、悪臭防止の措置、指定化学物質の管理、環境事故に対する措置などが追加されました。

地球環境への環境負荷低減を目指し、省エネ、新エネルギー利用等の推進による温暖効果ガスの排出抑制など様々な生活環境に関する規則が定められました。

＜ 公害防止に関する規則の主な改正 ＞

工場等の排水基準として一部の工場に適用されていた暫定基準は、今回の改正により廃止され平成 17 年 10 月 1 日までに恒久基準を適用する事が定められました。

特定有害物質を使用する特定施設においては、その管理基準が新たに追加され、その薬液や排水が土壌汚染・地下水汚染をしないように、構造・管理に対する基準が明確になりました。この基準の施行は平成 17 年 10 月 1 日からです(既設の施設に関しては、平成 20 年 10 月 1 日から適用)。

また、悪臭防止の為、悪臭に係る特定施設以外でも、悪臭を発生させないような管理や有効な脱臭装置を設置することが定められ、平成 17 年 10 月 1 日から施行されます(既設工場については平成 18 年 10 月 1 日から適用)。

工場等ではばい煙や汚水、特定有害物などを流出する事故が発生した場合、人の健康や生活環境への影響を最小限にとどめる為、直ちに応急措置や復旧を行い、事故状況・措置の概要を知事に報告する義務が追加されました。

＜ 環境負荷の低減に関わる改正 ＞

人類共通の問題である地球温暖化防止を図る為、栃木県としての取組みが定められました。この規則により自治体・事業者・県民は、温室効果ガスの排出抑制に努めることが定められました。

また、以下の条件に当てはまる事業者は『地球温暖化対策計画書』(温暖化対策の方針、温室効果ガスの排出状況、排出抑制の目標と措置)を3年毎に策定し県知事に提出することが義務付けられ、平成 17 年 10 月 1 日より施行されます。

○ 地球温暖化対策計画書策定 対象事業者

使用エネルギー	使用量
燃料及び熱	1,500kl/年 以上 (原油換算)
電気	600 万 kw/年 以上

また県民の皆さんには、日常生活の省エネルギー推進などのエコ活動を取り入れ温室効果ガス排出抑制や水質保全・生活環境の保全に取り組むよう定められました。

弊社は、様々な環境分析(水質・大気・土壌)から、その対策、地球温暖化対策と幅広い環境問題解決でお客様を強力にサポート致します。

環境に関わる問題や疑問などのご相談がありましたらお気軽に当社までお問合せ下さい。

詳しい資料を希望の方は、研究開発室 柿沼
または営業担当までご連絡下さい。

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水処理・用水処理・各種メンテナンス)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホイラー・空調・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他)

